

相談・告発の窓口について

徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下、「センター」という。）では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」及び「研究活動における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）」に基づき、研究活動の不正行為への対応及び競争的資金等に係る管理・監査体制等について「相談」または「告発」を受け付ける窓口を、以下のとおり設置します。

受付内容

- ・ 研究活動上の不正行為 及び 競争的資金等の不正使用に関する「告発」並びに「告発の意思を明示しない相談」
- ・ 競争的資金等の使用に関するルール及び事務処理手続等に関する「相談」

窓 口

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課 企画担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話：088-621-2398 FAX：088-621-2858
E-mail：keieisuishinka@pref.tokushima.jp
電話・面談による受付時間 平日 9時～12時
13時～17時

【告発等に関する留意事項】

告発等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談など適宜の方法によることができます。告発等を受け付けるにあたっては、告発者の氏名・連絡先、不正行為等を行ったとする研究者の氏名又は研究グループ名称、不正行為等の態様、かつ不正とする科学的な合理性のある理由等について、確認させていただきます。また、調査にあたり告発者に協力を求める場合があります。なお、告発者の個人情報や告発の内容については、取り扱いに十分注意いたします。

上記の情報が確認できない場合や、告発等の内容の信憑性が疑わしい場合には、告発等を受け付けない場合もあります。また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、刑事告発等があり得ます。